

住民監査請求に係る関係職員の陳述

日時：令和8年3月26日（木）午前10時30分から

場所：浜田市役所5階 第1委員会室

1 住民監査請求の要旨

浜田市教育委員会が、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社との契約に基づく成果品について、契約上の納期後に履行された事実が判明したにもかかわらず、遅延損害金を請求せず、検査の適法性を再検証せず、当該支出を適法なものとして維持していることは、地方自治法第242条第1項にいう財産の管理を怠る事実には該当する。

2 浜田市長（スポーツ振興課）の事実の認否

請求の要旨について否認する。

本請求は、期間徒過、再度の監査請求のため、却下すべき。また、本件契約書に規定する損害賠償金は生じておらず、契約違反も発生していないため、財産の管理を怠る事実には違反していない。

3 関係職員の陳述